

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による指定医療機関の指定【保健福祉局保健所難病相談支援センター】 2
- 道路の区域変更【都市整備局道路部管理課】 3
- 放置自転車の移動及び保管【都市整備局道路部道路維持課】 4

◇ 公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【消防局総務部総務課】 9
- (仮称)新小倉発電所6号機建設計画に係る環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見書【環境局環境監視部環境監視課】 12
- 北九州広域都市計画地区計画の原案の縦覧【都市戦略局計画部都市計画課】 14

◇ 上下水道局

- 特定調達契約の落札者の決定【上下水道局下水道部施設課】 15

北九州市告示第 3 1 8 号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 2 6 年法律第 5 0 号）第 1 4 条第 1 項の規定により指定医療機関の指定をしたので、同法第 2 4 条第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 7 月 1 9 日

北九州市長 武 内 和 久

1 医科

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
たいよう皮フ科クリニック	北九州市八幡西区黒崎一丁目 5 番 7 号サンビル 3 F	令和 6 年 7 月 1 日

2 薬局

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
野間薬局引野口店	北九州市八幡西区别当町 2 6 番 2 6 号	令和 6 年 7 月 1 日
みずき通り薬局	北九州市門司区柳町一丁目 9 番 3 2 号	令和 6 年 7 月 1 日

3 訪問看護ステーション

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーションこころ	北九州市八幡西区鷹の巣三丁目 3 番 2 1 番 1 号アイディール 1 0 9 号	令和 6 年 7 月 1 日
きらめき訪問看護ステーション	北九州市八幡西区本城一丁目 2 0 番 2 0 号	令和 6 年 7 月 1 日
パステル訪問看護ステーション八幡	北九州市八幡東区帆柱二丁目 1 番 3 号	令和 6 年 7 月 1 日

北九州市告示第 3 1 9 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市都市整備局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 6 年 7 月 1 9 日

北九州市長 武 内 和 久

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
5 9 7 6	横代南町山手 1 号線	前	小倉南区山手三丁目 4 8 4 番 8 から 小倉南区山手三丁目 4 7 6 番 1 1 地先まで	27.0 ～ 36.0	108.0
		後	小倉南区山手三丁目 4 8 4 番 8 から 小倉南区山手三丁目 4 7 6 番 1 1 地先まで	27.0 ～ 44.6	108.0

北九州市告示第 3 2 0 号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第 8 号）第 1 0 条第 2 項及び第 1 1 条第 2 項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第 1 3 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 7 月 1 9 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所
別表のとおり
- 2 返還事務を行う日
西海岸、八重洲及び小石保管所については、毎週火曜日及び土曜日とし、その他の保管所については、毎週月曜日から土曜日までとする。
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日は、返還事務を行わない。
- 3 返還事務を行う時間
月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで
土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで
- 4 問合せ先
北九州市小倉北区域内 1 番 1 号
北九州市都市整備局道路部道路維持課（電話 0 9 3 - 5 8 2 - 2 2 7 4）
- 5 返還を受けるために必要な事項
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 6 その他
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して 3 月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
門司区自転車放置禁止区域外	2 台	令和 6 年 6 月 4 日	北九州市門司区西海岸一丁目 3 番

	2 台	令和 6 年 6 月 1 1 日	西海岸自転車保管所
	3 台	令和 6 年 6 月 1 8 日	
J R 小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	2 台	令和 6 年 6 月 5 日	北九州市小倉北区青葉二丁目 1 番 青葉自転車保管所
	9 台	令和 6 年 6 月 1 2 日	
	1 台	令和 6 年 6 月 1 3 日	
	1 台	令和 6 年 6 月 2 1 日	
J R 西小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	3 台	令和 6 年 6 月 1 7 日	
J R 南小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	5 台	令和 6 年 6 月 7 日	北九州市小倉南区下城野一丁目 1 番
小倉北区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 6 年 6 月 4 日	下城野自転車保管所
	1 台	令和 6 年 6 月 6 日	
	2 台	令和 6 年 6 月 1 1 日	
	2 台	令和 6 年 6 月 1 2 日	
	1 台	令和 6 年 6 月 1 3 日	
	2 台	令和 6 年 6 月 1 7 日	
	1 台	令和 6 年 6 月 1 9 日	
	2 台	令和 6 年 6 月 2 1 日	
	3 台	令和 6 年 6 月 2 5 日	

	1 台	令和 6 年 6 月 2 6 日	
J R 下曾根駅周辺地区自 転車放置	6 台	令和 6 年 6 月 1 1 日	北九州市小倉南区八 重洲町 1 6 番 八重洲自転車保管所
小倉南区自転車放置禁止 区域外	3 台	令和 6 年 6 月 3 日	北九州市小倉南区下 城野一丁目 1 番 下城野自転車保管所
	2 台	令和 6 年 6 月 4 日	
	2 台	令和 6 年 6 月 7 日	
	3 台	令和 6 年 6 月 1 0 日	
	2 台	令和 6 年 6 月 1 1 日	
	3 台	令和 6 年 6 月 1 2 日	
	3 台	令和 6 年 6 月 1 3 日	
	2 台	令和 6 年 6 月 1 8 日	
	3 台	令和 6 年 6 月 2 1 日	
	3 台	令和 6 年 6 月 2 5 日	
	2 台	令和 6 年 6 月 2 6 日	
	1 台	令和 6 年 6 月 2 7 日	
	1 台	令和 6 年 6 月 2 8 日	
若松区自転車放置禁止 区域外	2 台	令和 6 年 6 月 4 日	北九州市若松区響南 町 8 番

	1 台	令和 6 年 6 月 1 1 日	小石自転車保管所
	1 台	令和 6 年 6 月 1 8 日	
	1 台	令和 6 年 6 月 2 5 日	
J R 折尾駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和 6 年 6 月 1 1 日	北九州市八幡西区長崎町 2 番 長崎町自転車保管所
	1 台	令和 6 年 6 月 1 7 日	
	1 台	令和 6 年 6 月 1 9 日	
J R 陣原駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 3 台	令和 6 年 6 月 2 5 日	
J R 本城駅周辺地区自転車放置禁止区域	3 台	令和 6 年 6 月 1 9 日	
八幡西区自転車放置禁止区域外	2 台	令和 6 年 6 月 3 日	北九州市八幡西区大字藤田 2 3 1 9 番 6 藤田自転車保管所
	3 台	令和 6 年 6 月 4 日	
	2 台	令和 6 年 6 月 1 1 日	
	2 台	令和 6 年 6 月 1 4 日	
	1 台	令和 6 年 6 月 1 7 日	
	1 台	令和 6 年 6 月 1 9 日	
	1 台	令和 6 年 6 月 2 4 日	
	3 台	令和 6 年 6 月 2 5 日	
J R 九州工大前駅周辺地区自転車放置禁止区域	8 台	令和 6 年 6 月 2 1 日	北九州市戸畑区三六町 1 3 番

J R 戸畑駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和 6 年 6 月 6 日	三六自転車保管所
戸畑区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 6 年 6 月 3 日	
	1 台	令和 6 年 6 月 6 日	
	2 2 台	令和 6 年 6 月 2 1 日	

北九州市公告第546号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6年7月19日

北九州市長 武内和久

1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

北九州市消防局公用自動車の借入れ及び保守業務（令和7年度開始）一式

(2) 履行の内容等 仕様書に定めるとおり

(3) 履行期間 令和7年8月1日から令和14年7月31日まで

(4) 履行場所 市の指示する場所

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和6年8月9日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行

わなければならない。

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区大手町3番9号
北九州市消防局総務部総務課

イ 期間 この公告の日から令和6年8月22日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午前11時まで及び午後1時から午後4時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町3番9号
北九州市消防局庁舎2階災害対策本部室

イ 日時 令和6年8月29日 午後2時

(4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和6年8月22日まで（日曜日等を除く。）に競争参加の申出書を北九州市消防局総務部総務課に提出しなければならない。

(5) 郵送による場合の入札書の提出期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和6年9月4日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所並びに日時

ア 場所 第3号アの場所と同じ。

イ 日時 令和6年9月5日 午後2時

5 入札の中止

この契約の入札については、この契約に係る予算が成立しない場合は、中止する。この場合において、市はこの契約の入札の中止による補償は行わない。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25

条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市消防局総務部総務課

〒803-8509 北九州市小倉北区大手町3番9号

電話 093-582-3802

FAX 093-592-6898

10 Summary

(1) Product and Quantity: All details regarding lease and maintenance of official cars of Fire and Disaster Management Bureau, City of Kitakyushu

(2) Deadline of Tender (by hand)

2:00p.m. September 5, 2024

(3) Deadline of Tender (by mail)

5:00p.m. September 4, 2024

(4) For further information, please contact:

General Affairs Division, Fire and Disaster Management Bureau,
City of Kitakyushu, 3-9 Otemachi, Kokurakita-ku,
Kitakyushu-city 803-8509 Japan TEL 093-582-3802

北九州市公告第547号

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第6条第1項の規定により送付された、（仮称）新小倉発電所6号機建設計画に係る環境影響評価方法書について、同法第10条第4項の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見書を作成したので、北九州市環境影響評価条例（平成10年北九州市条例第11号）第34条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年7月19日

北九州市長 武内和久

1 全般的事項

現地調査の実施に当たっては、調査時の気象及び水象等の影響を考慮し、適切な環境影響評価を行うこと。

また、準備書には、調査地点と調査地点に影響を及ぼす施設の位置関係を明瞭に図示すること。

2 個別的事項

(1) 大気環境

工所用資材等の搬出入に伴う交通量の増加が大気環境に影響を及ぼすおそれがあるため、その影響について、調査、予測及び評価を実施するとともに、交通量の分散化を含め、大気環境への影響の回避や低減について可能な限り配慮すること。

(2) 動物

工事の実施が、（仮称）新小倉発電所6号機建設計画（以下「本事業」という。）の事業実施区域及びその周辺に生息する野生動物へ影響を及ぼすおそれがあるため、その影響について、調査、予測及び評価を実施するとともに、影響の回避や低減について可能な限り配慮すること。

また、鳥類の調査時期については、事業実施区域周辺で確認されている種の飛来時期等を考慮し、生息状況が適切に把握できる時期を選定すること。

(3) 温排水

「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン」の適用に当たっては、十分な文献調査等に加え、放水口周辺の概況を把握するための現地調査を行った上で、予測及び評価を実施するとともに、温排水が環境へ与える影響の回避や低減について可能な限り配慮すること。

(4) 景観

本事業の事業実施区域は関門海峡という独自の景観形成地帯に隣接する

ため、景観の環境影響評価については、現在選定している陸上の眺望点に加え、海上の眺望点も含めて検討し、適切な調査、予測及び評価を実施すること。

(5) 廃棄物等

工事の実施により生じる残土の環境影響の評価手法について、関係法令との整合性が図られているかを検討し、適切な評価を実施すること。

(6) 温室効果ガス等

温室効果ガスの排出削減について、最新の知見を踏まえて、環境負荷の低減に取り組み、発電所のリプレースによる削減効果を定量的に予測及び評価すること。

北九州市公告第 5 4 8 号

地区計画の案を作成しようとするので、北九州市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和 5 9 年北九州市条例第 3 4 号）第 2 条の規定により次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供する。

なお、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 1 6 条第 2 項に規定する者は、当該地区計画の原案について、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 1 週間を経過する日までに、北九州市長に意見書を提出することができる。

令和 6 年 7 月 1 9 日

北九州市長 武 内 和 久

1 都市計画の種類

地区計画

2 都市計画の名称及び区域

名称	区域
払川地区地区計画	北九州市若松区大字払川地内

3 都市計画の原案の縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市都市戦略局計画部都市計画課

4 縦覧期間

この公告の日から令和 6 年 8 月 2 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

5 意見書の提出要領

当該地区計画の原案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和 6 年 8 月 9 日までに、北九州市都市戦略局計画部都市計画課に到着するように提出すること。

北九州市上下水道局公告第 1 1 9 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年北九州市水道局管理規程第 6 号）第 2 条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 6 年 7 月 1 9 日

北九州市上下水道局長 持 山 泰 生

- 1 特定役務の名称及び数量
日明浄化センター他 3 2 施設電力供給 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市上下水道局下水道部施設課
北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 6 年 6 月 1 3 日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社新出光九州支店北九州エリア
北九州市小倉北区紺屋町 4 番 6 号北九州第一ビル 4 階
- 5 落札金額
5 億 4, 5 3 7 万 6, 4 9 3 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和 6 年 4 月 2 6 日
- 8 落札方式
最低価格による。